

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 26.10.29 第 187 回国会第 4 号

10 月 29 日（水）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 19 号）

- ・太田国土交通大臣、西村内閣府副大臣、小泉農林水産副大臣、北川国土交通副大臣、うえの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

河井克行君（自民）

- ・平成 26 年 8 月の広島県土砂災害により、地元から国土交通省の直轄砂防事業、農林水産省の緊急治山事業の早期着工、早期完成の要望が出されているが、新規の事業の着工時期、完成時期について国土交通大臣、農林水産副大臣に伺いたい。
- ・基礎調査に関する事業の補助が、個別補助から都道府県が自主的に判断して使用できる交付金に変わったこと等から、広島県では基礎調査に関する予算が減少することとなったと指摘されている。基礎調査に関しては、国が進捗状況等を厳格に管理すべきではないか。また、基礎調査を積極的に実施している都道府県を優遇する施策が必要ではないか。
- ・内閣府の防災対策実行会議において、「総合的な土砂災害対策検討WG」が設置されることとなったが、同WGで市町村の初動体制を検証すべきと考えるが、如何か。

樋口尚也君（公明）

- ・基礎調査の実施、土砂災害警戒区域の指定の遅れが課題となっているが、これらを推進していく上での国土交通省の取組を伺いたい。また、土砂災害防止法施行後 10 年が経過して都道府県によって基礎調査等の進捗状況に大きな差が生じた理由等について伺いたい。
- ・基礎調査実施中や区域指定前の段階で土砂災害特別警戒区域となる区域において開発許可申請がなされた場合には、基準を満たせば許可することとなるのか。
- ・基礎調査の結果や土砂災害警戒区域の指定状況について不動産購入予定者に周知徹底する必要があるが、国土交通省は宅建業者に対し不動産に関するデータベース等と同区域の情報を掲載する等、不動産購入予定者に説明するよう指導すべきではないか。

後藤祐一君（民主）

- ・基礎調査の根拠条文は「（調査を）行うものとする」となっており、「しなければならない」という強い表現になっていない。基礎調査の進捗度を上げるためにも、後者のような強い表現に規定振りを修正する必要があると考えるが、現行のような規定になっている理由と、規定振りを修正するべきではないか。
- ・住宅購入予定者が不動産購入の判断に資するため、基礎調査の結果を不動産取引の際の重要事項説明に含める必要があるのではないか。
- ・土砂災害警戒区域等の指定を促進するために、OB職員の活用や、防災・安全交付金の対象に人件費を含めるなど様々な方策を検討すべきではないか。
- ・警戒区域等の指定についても「できる」規定から義務付け規定にすべき。法律上義務付けのないままでは地方自治法上の是正要求はできないのではないか。
- ・リニア中央新幹線の大量の残土処理の方策をどのように考えるか、また、問題が局所的なため地元へのきめの細かい説明をJR東海に行わせるよう指導すべきと考えるが大臣の見解を伺いたい。